

令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会 会議録（概要）

- 1 日 時 令和5年7月3日（月）午後2時から午後3時25分まで
- 2 場 所 米子市淀江支所2階 大会議室
- 3 出席者 （委員） 角委員、山内委員、野津委員、宮松委員、北農委員
（事務局） 三上事務局長、赤川消防局長、矢野事務局総務課長、本池施設管理課長、岩田消防局総務課長、三原事務局総務課担当課長補佐、小林施設管理課施設長、松並施設管理課長補佐、高田消防局総務課担当課長補佐、ほか職員3名
- 4 傍聴者 1名

5 審議会の概要

【委嘱状の交付】

- 開会に先立ち、小林委員の退任に伴って令和5年4月1日から委員に就任された北農委員に対し、管理者米子市長に代わり三上事務局長より委嘱状の交付を行った。

【日程1 開会】午後2時

- 審議会条例に基づき、審議会の成立要件（委員の半数以上が出席）を満たしていること、原則として公開で進行することを確認。
- また、会長であった小林委員の退任により、会長が不在となっているため、会長が決まるまでの間は、会長職務代理者の角委員が会議の進行を行うことを確認。

【日程2 会長職務代理者あいさつ】

（角会長職務代理者）本日は、ご多忙のところご出席いただき感謝している。審議を通じ、西部広域行政管理組合の入札及び契約の透明性や公平性が確保され、より適切な執行に繋がるよう、実のある会議にしたいと考えている。委員の皆様のご協力をお願いしたい。

【日程3 会長等の選出】

- 審議会条例第4条第1項の規定により、会長は委員の互選により定めることを確認。角委員が推薦され、委員の了承をもって会長に選出された。
- また、審議会条例第4条第3項に基づき、角会長が山内委員を会長職務代理者に指名し、山内委員の了承を得た。

【日程4 報告事項】

（1）本組合の入札制度の概要について

- 事務局より、本組合の入札制度の概要について説明するとともに、令和4年度以降に変更された点について報告。
（変更点について）

- ・ 物品・役務に係る入札の実施方法について、これまでは参集入札により行ってきたが、新型コロナウイルス対策としての暫定的な対応を経て、入札事務の効率化及び参加者の負担軽減の観点から、令和5年5月に郵便入札へ移行した。
- ・ 測量・設計等業務の入札について、令和4年9月に関係要領の一部改正を行い、入札後に予定価格を公表するよう変更した。

○ 質疑応答

(宮松委員) 物品・役務の入札方法の変更について、前年度の審議会では、入札参加者の意見も踏まえたうえで検討するということがあったが、そのあたりを確認された上での変更ということか。

(三原事務局総務課担当課長補佐) 入札参加者に対してアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて検討した結果、引き続き郵便入札とするようにした。

(2) 随意契約の状況及び入札参加者の辞退理由等について

- 事務局より、令和4年度予算に係る契約案件のうち、随意契約の件数及び該当理由、入札を辞退した事業者の件数及びその辞退理由、入札で失格となった事業者の件数及びその失格理由、そのうち、最低制限価格を下回って失格した事業者に対し例年実施しているアンケート結果について報告。

○ 質疑応答 なし

【日程5 審議事項（入札及び契約の運用状況について）】

- 令和4年度予算に係る契約案件のうち、各委員が事前に指定した契約案件等について質疑を行い、事務局が説明を行う形で審議を行った。

~~~~~

**(角会長)** 令和5年10月1日からインボイス制度が施行されるが、工事価額には影響を及ぼすか。

**(三原事務局総務課担当課長補佐)** インボイス制度は、売り手・買い手ともに正確な消費税額を把握することで、消費税の適正な申告及び納税を行うことができるように設けられたもの。一般的に消費税は、自社が売り上げた際に受け取った消費税額（売上税額）から、仕入れの際に支払った消費税額（仕入税額）を差し引いた額を算出して納税するが（仕入税額控除）、インボイス制度により、買い手事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、売り手事業者から発行される、取引に係る正確な適用税率や消費税額等を伝える「適格請求書」が必要となる。また、この適格請求書を発行できるのは、税務署から発行事業者として登録を受けた課税事業者に限定されることとなる。

工事価額に影響を及ぼすかという点であるが、入札は、私法上の原則に基づき、あくまで入札者が見積もる契約金額をもって行われるものである。地方公共団体の入札では、国に準じて、参加者に見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載させることが一般的であるが、これは、消費税の導入を契機として、入札に参加する課税事業者が消費税の円滑かつ適正な転嫁ができるよう考慮されたものであり、消

費税を除いた額により競争させるという趣旨ではない。

したがって、入札はあくまで契約金額をベースに実施されるものであり、契約金額のうちに含まれる消費税額については、登録業者から発行される適格請求書よって的確に明示されることとなるが、入札により決定した契約金額としては、影響を受けるものではないと考えている。

(その他発言等なし)

~~~~~  
(山内委員)「〇〇補修工事」「〇〇改修工事」といった名称の工事が多く、1,000万円を大きく超える金額のものもある。補修や改修にこれほどの金額がかかるのであれば、新しいものを造る方が良いのではないかとも思ってしまうが、組合で管理している施設等について、どういった目安で新築や補修、改修を考えているのか。

(三原事務局総務課担当課長補佐) 各施設の管理に関しては、計画的な長寿命化・更新・統廃合により、構成市町村の財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な管理の実現を目的に、「公共施設等総合管理計画」を令和元年8月に策定している。その中で、今後見込まれる更新・新規整備費用の全てを確保することは困難であることから、各施設の管理に関する基本方針を定め、それらを基に、個別管理計画等の計画に基づき、施設の維持管理及び更新等を計画的に進めている状況である。

新築や新規購入等の方が安くあがるのではないかと、という点であるが、米子浄化場については令和14年度に下水道処理施設への統合、リサイクルプラザについても令和14年度に新しい一般廃棄物処理施設の供用開始が予定されており、いずれも令和14年度まで維持補修（延命化）し安定稼働を図る計画としている。

また、桜の苑については、平成29年度から30年度に火葬炉の大規模修繕、令和2年度に建物の大規模改修を行っている。令和17年頃に火葬件数のピークを迎える予想であり、それまでは延命化を図り、その後については今後検討するという計画である。

消防署所については、施設の半数以上が築40年以上経過していることから、築年数と劣化状況等を考察しながら、計画的に延命化を図っていくこととしており、特に大山消防署及び江府消防署については、女性用施設の整備や仮眠室の個室化、整備室の屋内化を計画しているところである。

(その他発言等なし)

~~~~~  
**(北農委員)**「大山消防署大規模改修等建築主体工事」について、参加者数8に対してその半分の4者が最低制限価格を下回ることによる失格となっている。最低制限価格は予定価格の何%に設定してあるのか。また、予定価格を高く見積もった可能性はないか。

**(三原事務局総務課担当課長補佐)**「最低制限価格」とは、地方公共団体が入札により工事の請負契約等を締結する場合において、契約の内容に適合した履行を確保するため設定されるものである。本組合では、建設工事と測量等業務をその適用対象とし、要領において工種や業種により異なる算出式を設定している。したがって、「予定価格の〇%」という算出方法をとるものではないが、建設工事については、予定価格の10分の8以上で

最低制限価格を設定することとしている。なお、要領に定める算出式は、米子市を参考にしているもので、品質確保の観点から予定価格の概ね90%程度となるよう設定されている。一方、測量等業務では、予定価格の3分の2以上、10分の8.5未満の間で設定しており、最低制限価格は建設工事と比べ低い水準となる。

また、「予定価格」とは、地方公共団体が契約を締結する場合において、その契約金額を決定する基準としてあらかじめ作成するものであり、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定められなければならないものとされる。工事の場合、予定価格は設計価格を基に決定されるが、こうした予定価格の趣旨に鑑み、国が施設や工種ごとに公表している積算基準に基づいて設計価格を算出している。

**(高田消防局総務課担当課長補佐)** 本入札案件の場合、最低制限価格は、先ほどの説明のとおり要領に基づき算定しており、結果として予定価格の約93%に相当する額となっている。また、予定価格についても、国の積算基準に基づき、直近で県が示す単価、業者から徴取した見積書やカタログ等を参考に設定している。

したがって、最低制限価格・予定価格は妥当な金額であると認識しているが、アンケート結果によると、失格となった4者のうち3者が応札額での対応が可能であったと回答しており、参加業者が各々の方法で最低制限価格を予測した上で、落札を狙い可能な限り低い金額で入札した結果、失格者が相次いだのではないかと考えている。

**(その他発言等なし)**

~~~~~

(北農委員)「米子消防署南部出張所大規模改修建築主体工事実施設計業務」について、77%という低い落札率で、かつ3者でのくじ引きで請負業者が決まっているが、参加者の入札価格等の状況を確認したい。また、くじ引きとなった3者と最低制限価格を下回った2者を合わせると、8者のうちの少なくとも5者の入札価格が、予定価格の80%未満ということになるが、予定価格が高すぎた可能性はないか。

(高田消防局総務課担当課長補佐) 本入札案件の結果の詳細については、執行表のとおりであり、最低制限価格を下回り失格となった業者を除き、最低価格により入札を行った業者が3者であったため、くじ引きにより落札者を決定したという状況である。

最低制限価格は、組合の設定要領に基づき算定しており、本案件の場合は予定価格の約78%に相当する額となっている。また、予定価格についても設計業務の算定基準をもとに設定しており、妥当な金額に設定されていると認識している。失格者へのアンケート結果によると、最低制限価格が予想よりも高かったと回答しているが、応札額で対応可能であったと回答していること、最低制限価格との差は僅か1,000円であったことを考慮すると、可能な限り低い金額で入札した結果、失格者が出たものと考えている。

(北農委員) 4,320,000円（最低制限価格）に対して、±1,000円の間で4者ということになるが、このようなことはよくあることなのか。

(高田消防局総務課担当課長補佐) 消防庁舎の大規模改修に係る設計業務は、大山消防署に続き本案件が2回目ということもあり、このような結果がよくあるかということは、

なかなか承知していないところである。

(その他発言等なし)

~~~~~  
**(野津委員)** 令和4年度は、最低制限価格を下回ったことによる失格者が出た案件が多い気がする(大山消防署大規模改修等建築主体工事、リサイクルプラザ回転式破砕機補修工事その2、リサイクルプラザ搬送設備補修工事、リサイクルプラザペットボトル処理設備補修工事、大山消防署大規模改修等電気設備工事)。競争が激しいため、各社が低い価格で入札をされた結果だと思うが、アンケート結果によれば、応札額でも対応できたという業者もある。設定された最低制限価格は適切であっただろうか。

**(高田消防局総務課担当課長補佐)** 「大山消防署大規模改修等建築主体工事」及び「大山消防署大規模改修等電気設備工事」について、最低制限価格は、組合の設定要領に基づき算定している。予定価格についても、国の積算基準に基づき、直近の県単価、業者から徴取した見積書、カタログ等を参考に設定しているため、妥当なものであると考えている。最低制限価格を下回った業者が複数あったことについては、アンケート調査において、失格7者のうち5者が応札額での対応が可能であったと回答していることを踏まえると、各々の業者が最低制限価格を予測した上で可能な限り低い金額で入札した結果であると考えている。

**(小林施設管理課施設長)** 「リサイクルプラザ回転式破砕機補修工事その2」、「リサイクルプラザ搬送設備補修工事」についても、消防局の案件と同様に、国の積算基準に基づき、業者から徴取した見積書などから工事価格を積算し、予定価格の根拠とするほか、その中で計算される直接工事費、共通仮設費、現場管理費などの各経費から最低制限価格を計算しており、予定価格・最低制限価格ともに妥当な金額であると認識している。応札額が最低制限価格を下回ってしまった理由については、アンケート調査より、最低制限価格が予測よりも高かった・積算を間違えた、といった回答を得ている。

なお、最低制限価格は、工事の請負契約等の締結において、契約の内容に適合した履行を確保するために設定されるものである。また、工事品質の確保のためにも、予定価格に対して低すぎることはない適切な水準で設定されるべきものと考えている。

**(宮松委員)** 設計にあたって業者からも見積を徴取しているということだが、様々な資材等の価格が上下する中で、どの程度時勢に合わせた設計がされているのか。

**(小林施設管理課施設長)** 工事の入札を行う段階で、直近の見積もり金額で設計している。

**(宮松委員)** では、設計は時価に近いものになるよう組まれているということになるか。

**(三上事務局長)** そのとおりで、予算要求時ではなく、入札にあたり設計金額を算出するタイミングで、改めて見積書を徴取し設計している。

**(宮松委員)** 今回は最低制限価格を下回る業者が多く、また、もっと低い金額でもできるのではないかと、予算を抑えて別のことができるのではないかと考える中で、価格が現状と乖離していることはないか、というところで質問させていただいた。

(その他発言等なし)

**(野津委員)** 工事成績について、全体的に70点台が多いように感じる。合格点だとは思いますが、一般市民の生活感として、70点はそう高くはないと思う。評価が適切に行われているからだと思うが、もう少し成績が上がるような指導があっても良いのではないかと思う。

**(松並施設管理課長補佐)** 工事成績について、本組合の参加希望型指名競争入札実施要領では、工事成績が50点未満1回若しくは2年間に60点未満2回となった場合に3カ月の指名停止となることから、60点以上が合格ラインと認識しており、70点台であれば良好な施工に努めていただいた工事と考えている。工事成績を良くすることは、工事の質を高めることに繋がるので、今後も引き続き、適切な指導を行っていききたい。

なお、工事の質を高めるための施工業者への指導としては、契約時などに適宜、工事内容や施工管理、提出書類についてのポイントを説明し、施工完了時には今後の参考として施工管理、各種記録、提出書類の改善点を助言している。

**(野津委員)** 生活に直結した工事であるため、指導をよろしく願いたい。

**(宮松委員)** 成績(点数)をつける際に、表面的に見て素晴らしい工事であっても、評価される項目が無かったり、それ以上の加点ができなかったりするケースもある。点数の見た目以上に、実は評価ができるというような案件はあるだろうか。

**(本池施設管理課長)** 本組合の場合は補修工事を中心となるが、補修工事というもの自体が、土木・建築工事等と比べ、特殊な技能や創意工夫をもって施工にあたられるような内容が少ないと考えている。そういった中でも、創意工夫をされているような点があれば当然加点することとなるが、補修工事ではなかなかそういった例がない。

**(宮松委員)** 普通に工事はできているが、加点されるような創意工夫はないため点数が上がってこないということであり、減点のある工事ではない、ということになるか。

**(本池施設管理課長)** 施工業者によっては、提出書類が足りないといった減点はあるが、基本的には提出していただくよう指導して、点数が上がるようにしている。

**(宮松委員)** 加点できるところが無いということで、これが満点に近い点数ということになるか。

**(本池施設管理課長)** そのとおりである。

(その他発言等なし)

~~~~~

(宮松委員) 「大山消防署大規模改修等建築主体工事」について、昨年度資料によると、本案件に対応する設計業務は5月末完成の予定となっていたが、工事の入札(公募型指名競争入札)は11月となっており、この間に何があったのだろうか。施設の性格上、早い完成が望まれるかと思うが、スケジュール設定がかなり後ろ倒しになっている。

(三原事務局総務課担当課長補佐) 本組合の公募型指名競争入札の制度についてであるが、組合公募型指名競争入札実施要領において必要な事項が定められており、予定価格1億5,000万円以上の工事等が対象となる。標準的な事務手続として、組合建設工事等指名審査委員会における資格要件の審議、公告・技術資料の受付、組合建設工事等指名審査委員会による技術資料の審査・指名業者の選定などがあり、仮契約の締結まで、最短でも

1か月以上を要する日程となる。なお、本案件は予定価格が1億5,000万円を超えるため、仮契約締結後、議会の議決を受けて本契約という取り扱いとなる。

(高田消防局総務課担当課長補佐) 本入札案件についてであるが、対応する設計業務が令和4年5月末の終了予定であったところ、新型コロナウイルスの影響により事前協議や審査に時間を要したため、7月31日まで履行期限を延長している。

その後、工事費を精査したところ、資材単価の高騰等により増額の必要が生じたため、令和4年8月組合議会臨時会に補正予算を上程し、補正予算成立後、11月組合議会定例会での本契約締結を見据えて、入札の準備を開始した。入札方法については、組合公募型指名競争入札実施要領に基づき、予定価格が1億5,000万円以上であること、また、緊急を要する工事ではないことを踏まえ、公募型指名競争入札とした。

(本契約までの経過)

- ・ 7/31 設計業務完了
- ・ 8/31 8月臨時会における補正予算(工事費の増額)の成立
- ・ 9/12 建設工事等指名審査委員会(第1回)により入札参加資格要件を設定
- ・ 9/30 入札公告
- ・ 10/18 建設工事等指名審査委員会(第2回)により指名業者の選定
- ・ 11/ 1 入札を執行
- ・ 11/10 仮契約の締結
- ・ 11/28 11月定例会における請負契約締結に係る議案の議決(本契約)

結果として、当初は8月議会での本契約を目指していたため、約3ヶ月程度の遅れとなった。

また、条件設定については、消防施設ではあるが特殊性のある建物ではないこと等を踏まえ、単独発注とした。また、施工実績に係る条件については、指名審査委員会での議論を経て、適正な施工を確保しつつも、広く参加者を募集し競争性を担保すべきという考えのもと、単独工事の実績だけでなく、共同企業体(JV)の代表者としての工事実績も認める条件設定としている。

(宮松委員) 資材高騰により予算額を増額したということであるが、工期がまだある中、変更契約で金額が2億円を超えるような場合は想定されているか。

(高田消防局総務課担当課長補佐) 現時点では想定していない。

(その他発言等なし)

~~~~~  
**(宮松委員)** 「リサイクルプラザ回転式破砕機補修工事その1」、「リサイクルプラザ回転式破砕機補修工事その2」について、令和3年度も同様の名称の案件があり、中には年度末近くに終了しているものもあったが、今回も同じ名称の工事が発注されている。内容が異なるものかどうか確認したい。

**(小林施設管理課施設長)** 回転式破砕機に係る補修工事は、地元業者の受注機会を確保するという考え方のもと、施工の難易度で工事を分けて発注している。令和4年度の場合、「その1」工事は、設備に対する相当の知識や技術が要求され、対象業者が限定される

ものである。一方、「その2」工事は、一般的な機械器具設置工事の経験があれば施工可能な内容で、対象業者があまり限定されない工事であり、令和3年度は3件に分割して発注していたが、令和4年度は、1年間の工期で1件にまとめて発注した。(令和3年度の「その2」～「その4」工事が、令和4年度の「その2」工事に対応)

毎年の工事内容は、機器の補修工事予定に基づき、損耗状況等も加味して決定している。傾向として、「その1」工事については、毎年同じ施工もあるものの、比較的交換周期の長い部品交換等を行う関係で、毎年内容が異なってくる。「その2」工事についても、摩耗による補修の周期により、毎年の施工内容に多少の違いが出てくる。

なお、昨年度の審議会で、回転式破砕機補修工事「その1」と「その2」の違いについて質疑があったが、令和5年度の発注においては、その違いが分かるよう「回転式破砕機補修工事その1」を「回転式破砕機主要部補修工事」に、「回転式破砕機補修工事その2」を「回転式破砕機副部補修工事」にそれぞれ名称を変更したところである。

**(宮松委員)**「その2」工事については、入札が一度不調となっているようだが、不調の内容はどのようなものか。

**(三原事務局総務課担当課長補佐)** 3者の参加申込があったものの、3者とも最低制限価格を下回り失格となったため、再度公表を行ったものである。

(その他発言等なし)

~~~~~

(宮松委員)「大山消防署大規模改修等機械設備工事」について、再入札をしても1者しか応札がなかったという結果である。本案件は、建築主体工事・電気設備工事とセットで進んでいかなければならない工事であるが、参加者がゼロにならないための対策をなされているかどうか、確認したい。

(高田消防局総務課担当課長補佐) 当該案件は、最初の公告時において1者が相手方のFAXの不具合により参加できず、1者は参加申込後に、技術者の確保が困難であるとの理由で辞退された。再度公告では1者の参加申込があり、当該業者が落札している。

参加者が少なかった理由は定かではないが、当初公告時の辞退理由にもあるとおり、業者都合により技術者の確保が困難であった可能性は考えられる。また、公共事業も含めた他工事が様々ある中で、工期及び金額が参加しづらい条件となった可能性もある。

参加者ゼロを防ぐための対策として、工期や金額を変更することは難しいが、大山消防署大規模改修事業自体に3ヶ月程度の遅れが生じ、発注時期が遅れていたことから、今後は可能な限り早めの発注を行うなど、少しでも有効な対策を検討していきたい。

(その他発言等なし)

~~~~~

**(角会長)** 以上で全案件の審議を終了する。審議会に対して委員から特段の意見はないため、会議内容を管理者へ報告願う。

## 【日程7 その他】

- 事務局・委員双方ともなし



**【日程8 閉会】午後3時25分**

**(角会長)** これをもって、令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会を終了する。